

官文第6513号
19. 7. 5
改正 官文第8348号
19. 8. 30

人事教育局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備本部長
防衛施設庁長官

大臣官房長

防衛省における幹部職員の略歴の公表について（通知）

標記について、別添の趣旨を踏まえ、防衛省としても適切に対処するため、公表する幹部職員の略歴の内容等について別紙のとおり定めたので、関係職員に周知するとともに遺漏のなきよう措置されたく通知する。

添付書類：1 別紙
2 総管情第63号（平成19年5月22日）

1 趣旨

幹部職員の略歴の公表は、その職責及び行政に対する国民の信頼の確保の観点から必要とされる情報を可能な限り提供するものである。

なお、幹部職員の略歴の公表は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する「本人の同意」を得て行われるものではなく、同条第2項第4号に規定する「特別の理由」に該当するものとして行うものである。

2 略歴の公表対象となる幹部職員の範囲

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第4条の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第10指定職俸給表の適用を受ける事務官等（以下「指定職職員」という。）及び政令で定める官職のうち防衛省内部部局に所属する書記官（指定職職員を除く。）
- (2) 陸将、海将又は空将の階級にある自衛官

3 略歴書の記載項目

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 出身地又は本籍地
ただし、対象者本人が理由を添えて本籍地以外の都道府県名を出身地とすることを申し出た場合は、当該都道府県名（両親の出身地等居住したことの無い都道府県名である場合等）
- (4) 最終学歴
在籍した学校名（大学の場合は学部名、大学院の場合は研究科名を含む。）。ただし、在外研究員等、職務により在籍した学校は含まない。
- (5) 採用試験の種類及び区分
ただし、選考による採用の場合は、その旨を記載する。
- (6) 職歴
 - ア 採用省庁名及び採用年月のほか、本省企画官相当職（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和29年政令第368号）に定める俸給の特別調整額の支給割合が2種の適用を受ける官職をいう。）以降の職名（現職は含まない。）及びその発令年月について、人事発令通知又は人事記録に基づき分かりやすく記載すること。ただし、職名の数が3に満たない場合は、前職からさかのぼり職名の数が少なくとも3となるまでの職名及び発令年月を記載すること。
なお、本省企画官相当職以前の職名を公表することは、差し支えない。
 - イ 防衛省の情報業務等に支障を及ぼすおそれがある特定の職名については、支障を及ぼさない範囲内で記載する。
 - ウ 民間からの登用の場合など国家公務員以外の職歴を有する者については、その者と同等の官職を占める者の略歴書に記載される職歴と同程度の期間の職歴を記載する。

(7) 顔写真

略歴書の右上部分に貼付する。

4 公表

- (1) 指定職職員及び陸将、海将又は空将の階級にある自衛官の略歴書は、報道関係者に提供するものとし、その他の幹部職員の略歴書については、報道関係者から提供の求めがあった場合は、提供するものとする。また、報道関係者以外の者から上記2に規定する者の略歴書について、提供の求めがあった場合には、提供するものとする。
- (2) 幹部職員の略歴は、防衛省のホームページに掲載することができる。

5 その他

対象者本人からの略歴書の記載内容についての照会等に対応する部署は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上記2 (1) に規定する者 大臣官房秘書課
- (2) 上記2 (2) に規定する者 対象者本人が所属する機関等の人事担当部署又は人事教育局人事計画・補任課